

平成 20 年 10 月 15 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号
東京ビルディング 20 階
日本リテールファンド投資法人
代表者名 執行役員 近藤 順 茂
(コード番号 8953)
<http://www.jrf-reit.com/>

資産運用会社名
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣本 裕 一
問合せ先 リテール本部長 今西 文 則
TEL. 03-5293-7081

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 20 年 9 月 22 日付け日本経済新聞にて公告の通り、平成 20 年 11 月 25 日に第 6 回投資主総会を開催する予定であり、本日開催の役員会におきまして、規約変更及び役員選任に関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、平成 20 年 11 月 25 日に開催される本投資法人の第 6 回投資主総会での承認により、有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

A. 平成 20 年 11 月 25 日付け変更分

- (1) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行、並びに投資信託及び投資法人に関する法律その他投資法人に関する法令が整備・改正されたことに伴い、当投資法人現行規約と関係法令との字句等の統一を図るなど、所要の変更を行うため、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条を変更します。
- (2) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行により資産運用の対象となる資産の定義変更が行われたことに伴い、主要投資対象及び対象以外の資産の範囲の明確化と一部拡大を図るため、第 12 条及び第 13 条を変更します。
- (3) 租税特別措置法の改正により、特定目的会社の優先出資証券を全部取得した場合の除外規定が廃止されたことに伴い、第 14 条第 6 項を削除します。
- (4) 租税特別措置法の改正により、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための借入先の定義が変更されたことに伴い、第 21 条を変更します。
- (5) 当投資法人の運用資産の規模拡大等に伴い会計監査人の役割・活動・責任が一層高まりつつある中で、会計監査人報酬を妥当な水準に調整することを可能にするため、第 31 条(現行規約第 32 条)を変更します。
- (6) 役員会の開催をこれまで以上に機動的・弾力的に行うため、第 36 条(現行規約第 37 条)を変更して役員会招集に要する通知期間を短縮化します。
- (7) 投資主総会における議決権行使における電磁的方法の導入を可能にするため、及び書面による

議決権行使並びにみなし賛成の議決権数算入の取扱いの明確化のため、第45条及び第46条を新設し、第48条(現行規約第47条)を変更します。

- (8) 将来の法令変更へ備えて規定していた日割配当について、当面導入の可能性がないため、第27条を削除します。
- (9) その他、字句の修正を行うとともに、条文整備等のために、第1条、第2条、第43条(現行規約第44条)を変更し、附則を削除します。

B. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行を条件とする変更分

(10) 投資口電子化に対する対応のため、第7条、第8条、第9条、第12条、第13条、及び第32条(現行規約第33条)を変更します。

(11) この投資口電子化に対する対応のための規約変更は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行を条件とする停止条件つきの変更となるため、附則において、その旨等を規定します。

(規約変更の詳細については、別紙「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任について

執行役員及び監督役員全員は、平成20年11月30日をもって任期満了となるため、平成20年11月25日に開催される本投資法人の第6回投資主総会におきまして、執行役員1名及び監督役員2名の選任について議案を提出いたします。

また、執行役員または監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名及び補欠監督役員1名の選任について議案を提出いたします。

(1) 執行役員及び監督役員候補者

| | |
|------|----------|
| 執行役員 | 近藤順茂(重任) |
| 監督役員 | 難波修一(重任) |
| 監督役員 | 佐藤真良(重任) |

(2) 補欠執行役員及び補欠監督役員候補者

| | |
|--------|----------|
| 補欠執行役員 | 今西文則(新任) |
| 補欠監督役員 | 荒川真司(新任) |

(注) 上記補欠執行役員候補者は、現在本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のリテール本部長です。

(役員選任の詳細については、別紙「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 投資主総会等の日程

| | |
|-------------|------------------|
| 平成20年10月15日 | 投資主総会提出議案の役員会承認 |
| 平成20年11月10日 | 投資主総会招集通知の発送(予定) |
| 平成20年11月25日 | 投資主総会(予定) |

以 上

【別紙】第6回投資主総会招集ご通知

平成20年11月10日

投資主各位

東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
東京ビルディング
日本リテールファンド投資法人
執行役員 近藤順茂

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当投資法人第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながらまずは後記の投資主総会参考書類をご検討ください。その後、同封の議決権行使書面に賛否をご記入、ご押印のうえ、平成20年11月21日（金曜日）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、当投資法人現行規約第47条として「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<当投資法人現行規約抜粋>

第47条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成20年11月25日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内3丁目2番1号 東京會館11階「シルバールーム」 （末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件 |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監督役員2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監督役員1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、代理人がご出席の際は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当投資法人のホームページ（<http://www.jrf-reit.com>）に記載いたしますので、ご了承ください。

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、当投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定であります。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

平成20年11月25日付け変更分

- (1) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行、並びに投資信託及び投資法人に関する法律その他投資法人に関する法令が整備・改正されたことに伴い、当投資法人現行規約と関係法令との字句等の統一を図るなど、所要の変更を行うため、第12条、第14条、第15条、第19条、第20条及び第21条を変更します。
- (2) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行により資産運用の対象となる資産の定義変更が行われたことに伴い、主要投資対象及び対象以外の資産の範囲の明確化と一部拡大を図るため、第12条及び第13条を変更します。
- (3) 租税特別措置法の改正により、特定目的会社の優先出資証券を全部取得した場合の除外規定が廃止されたことに伴い、第14条第6項を削除します。
- (4) 租税特別措置法の改正により、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための借入先の定義が変更されたことに伴い、第21条を変更します。
- (5) 当投資法人の運用資産の規模拡大等に伴い会計監査人の役割・活動・責任が一層高まりつつある中で、会計監査人報酬を妥当な水準に調整することを可能にするため、第31条（現行規約第32条）を変更します。
- (6) 役員会の開催をこれまで以上に機動的・弾力的に行うため、第36条（現行規約第37条）を変更して役員会招集に要する通知期間を短縮化します。

- (7) 投資主総会における議決権行使における電磁的方法の導入を可能にするため、及び書面による議決権行使並びにみなし賛成の議決権数算入の取扱いの明確化のため、第45条及び第46条を新設し、第48条（現行規約第47条）を変更します。
- (8) 将来の法令変更に合わせて規定していた日割配当について、当面導入の可能性がないため、第27条を削除します。
- (9) その他、字句の修正を行うとともに、条文整備等のために、第1条、第2条、第43条（現行規約第44条）を変更し、附則を削除します。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行を条件とする変更分

- (10) 投資口電子化に対する対応のため、第7条、第8条、第9条、第12条、第13条、及び第32条（現行規約第33条）を変更します。
- (11) この投資口電子化に対する対応のための規約変更は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行を条件とする停止条件付きの変更となるため、附則において、その旨を規定します。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分であります。)

平成20年11月25日付け変更

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(商号) 第1条 本規約で設立する投資法人は、日本リテールファンド投資法人(以下「本投資法人」という。)と称し、英文では、Japan Retail Fund Investment Corporationと表示する。</p> | <p>(商号) 第1条 本投資法人は、日本リテールファンド投資法人と称し、英文では、Japan Retail Fund Investment Corporationと表示する。</p> |
| <p>(目的) 第2条 本投資法人は、資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする。</p> | <p>(目的) 第2条 本投資法人は、資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)第2条第1項に定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする。</p> |
| <p>(主要投資対象の特定資産) 第12条 (1) (記載省略) (2) 金銭(信託財産を主として不動産、地上権若しくは土地の賃借権に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。)、不動産、地上権又は土地の賃借権を信託する信託の受益権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第1号に掲げるものに該当するものを除く。)</p> | <p>(主要投資対象の特定資産) 第12条 (1) (現行どおり) (2) 金銭(信託財産を主として不動産、地上権若しくは不動産の賃借権に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。)、不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権(受益証券が発行されている場合を含む。)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(3) 当事者の一方が相手方の行う前各号又は次号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該財産に対する投資として運用し、当該財産から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(4) <u>金銭の信託の受益権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第1号に掲げるものに該当するものを除く。）</u>であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの</p> <p>(5) <u>資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を投資資産として運用することを目的とするものに限る。）</u></p> | <p>(3) 当事者の一方が相手方の行う前各号又は次号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該財産に対する投資として運用し、当該財産から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「<u>不動産等匿名組合出資持分</u>」という。）</p> <p>(4) 金銭の信託の受益権であって、信託財産を主として<u>不動産等匿名組合出資持分</u>に対する投資として運用することを目的とするもの（<u>受益証券が発行されている場合を含む。</u>）</p> <p>(5) 資産の流動化に関する法律（<u>平成10年法律第105号。その後の改正を含む。</u>）第2条第9項に定める<u>優先出資証券</u>（但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を投資資産として運用することを目的とするものに限る。）</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(6) 資産の流動化に関する法律に<u>規定する</u>特定目的信託の受益証券（但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を信託資産として運用することを目的とするものに限る。）</p> <p>(7) 投資信託及び投資法人に関する法律に<u>規定する</u>投資信託の受益証券（但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を信託資産として運用することを目的とするものに限る。）</p> <p>(8) 投資信託及び投資法人に関する法律に<u>規定する</u>投資証券（但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を投資資産として運用することを目的とするものに限る。）</p> <p>(第9項、第10項、第11項新設)</p> | <p>(6) 資産の流動化に関する法律第<u>2条第15項に定める</u>特定目的信託の受益証券（但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を信託資産として運用することを目的とするものに限る。）</p> <p>(7) 投資信託及び投資法人に関する法律第<u>2条第7項に定める</u>投資信託の受益証券（但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を信託資産として運用することを目的とするものに限る。）</p> <p>(8) 投資信託及び投資法人に関する法律第<u>2条第15項に定める</u>投資証券（但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を投資資産として運用することを目的とするものに限る。）</p> <p>(9) <u>金銭債権</u></p> <p>(10) <u>外国のキャプティブ再保険会社が発行する優先株式</u></p> <p>(11) <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）第3条第1号に掲げる有価証券（以下「有価証券」という。）（但し、前各号に該当するものを除く。）</u></p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(主要投資対象以外の資産) 第13条</p> <p>1. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(6) (記載省略)</p> <p>(7) 前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(8)～(9) (記載省略)</p> <p>(10) 貸付信託法第2条に定める貸付信託の受益証券</p> <p>2. 本投資法人は、第12条又は前第1項に掲げる資産(以下、「運用資産」という。)の価格変動リスク及び金利変動リスクを低減するため、金利先物取引、金利オプション取引、金利スワップ取引又は金利先渡取引(以下「金融デリバティブ取引」という。)を行うことができる。</p> | <p>(主要投資対象以外の資産) 第13条</p> <p>1. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>(受益証券が発行されている場合を含む。)</u></p> <p>(8)～(9) (現行どおり)</p> <p>(10) 貸付信託法 <u>(平成18年法律第109号。その後の改正を含む。)</u> 第2条に定める貸付信託の受益証券</p> <p>2. 本投資法人は、第12条又は前第1項に掲げる資産(以下、「運用資産」という。)の価格変動リスク、<u>金利変動リスク、為替リスクその他のリスク</u>を低減するため、<u>為替予約取引、通貨スワップ取引、金利先物取引、金利オプション取引、金利スワップ取引</u>又は金利先渡取引<u>その他、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第2号に定めるデリバティブ取引</u>(以下「デリバティブ取引」という。)を行うことができる。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>3 . 本投資法人は、前条及び前2項に定める資産の外、特定の不動産に付随する商標権、温泉権その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるもの、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するもの、その他本投資法人の運営上必要と認められる資産について、これを取得することができる。</p> <p>(第4項、第5項新設)</p> | <p>3 . 本投資法人は、前条及び前2項に定める資産の外、特定の不動産に付随する商標権、温泉権、<u>中間法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）施行後は、一般社団法人。）の基金拠出者の地位（基金返還請求権を含む。）</u>その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるもの、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するもの、その他本投資法人の運営上必要と認められる資産について、これを取得することができる。</p> <p>4 . <u>特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。その後の改正を含む。）第2条第2項に定めるものをいう。）を行う選定事業者（同法第2条第5項に定めるものをいう。）に対する出資の持分（但し、特定資産に該当するものを除く。）</u></p> <p>5 . <u>動産（民法で規定される動産のうち、設備、備品その他の構造上若しくは利用上不動産に付加された物件等、又は不動産、不動産の賃借権若しくは地上権の取得に附随して取得する物件をいう。）</u></p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(投資方針) 第14条</p> <p>1. ~ 4. (記載省略)</p> <p>5. 本投資法人が資産運用するときには、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、<u>土地</u>の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額が本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を75%以上になるようにする。</p> <p>6. <u>本投資法人が資産運用するときには、不動産等（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、地上権若しくは土地の賃借権を信託する信託の受益権、匿名組合出資の持分（その出資された財産を不動産、不動産の賃借権若しくは地上権のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限る。）をいう。）の価額の合計額が本投資法人が有する資産の総額に占める割合として財務省令で定める割合を75%以上になるようにする。</u></p> | <p>(投資方針) 第14条</p> <p>1. ~ 4. (現行どおり)</p> <p>5. 本投資法人が資産運用するときには、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、<u>不動産</u>の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額が本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を75%以上になるようにする。</p> <p>(第6項削除)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(投資制限) 第15条</p> <p>本投資法人は、その資産の運用を受託した<u>投資信託委託業者</u>が<u>投資法人資産運用業</u>に関する業務の方法を記載した書類において、運用を行う資産の種類として不動産を定めている場合に限って、第12条第(1)号に掲げる不動産への投資を行うものとする。</p> | <p>(投資制限) 第15条</p> <p>本投資法人は、その資産の運用を受託した<u>資産運用会社</u>が<u>投資運用業</u>に関する業務の方法を記載した書類において、運用を行う資産の種類として不動産を定めている場合に限って、第12条第(1)号に掲げる不動産への投資を行うものとする。</p> |
| <p>(資産評価の方法及び基準) 第19条</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、<u>次のとおり運用資産の種類毎に定める。</u></p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 金銭、不動産、地上権又は<u>土地</u>の賃借権を信託する信託の受益権</p> <p>第12条第(2)号に掲げる信託資産である不動産、地上権又は<u>土地</u>の賃借権については、前号に従って評価し、また、当該信託の信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従って評価した後に、その信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> | <p>(資産評価の方法及び基準) 第19条</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、<u>運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 金銭、不動産、地上権又は<u>不動産</u>の賃借権を信託する信託の受益権</p> <p>第12条第(2)号に掲げる信託資産である不動産、地上権又は<u>不動産</u>の賃借権については、前号に従って評価し、また、当該信託の信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従って評価した後に、その信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(3) 匿名組合出資持分 匿名組合の資産である<u>不動産、不動産の賃借権及び地上権</u>については、<u>前第(1)号</u>に従って評価し、また、匿名組合の資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従って評価した後に、これらの資産合計額から匿名組合の負債合計額を控除して計算した匿名組合の純資産額の本投資法人の出資持分に相当する金額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p> <p>(4) 有価証券 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所が開設する取引所有価証券市場における最終価格に基づき計算した価格をもって、証券取引所に上場されている有価証券を評価する。 その他の有価証券 証券会社等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> | <p>(3) <u>不動産等匿名組合出資持分</u> 匿名組合の資産である<u>不動産等</u>については、<u>本条第(1)号</u>に従って評価し、また、匿名組合の資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従って評価した後に、これらの資産合計額から匿名組合の負債合計額を控除して計算した匿名組合の純資産額の本投資法人の出資持分に相当する金額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p> <p>(4) 有価証券 <u>金融商品取引所</u>に上場されている有価証券 <u>金融商品取引所</u>が開設する取引所有価証券市場における最終価格に基づき計算した価格をもって、<u>金融商品取引所</u>に上場されている有価証券を評価する。 その他の有価証券 <u>金融商品取引業者等</u>から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(5)～(6) (記載省略)</p> <p>(7) <u>金融</u>デリバティブ取引 原則として、公正価額をもって<u>金融</u>デリバティブ取引を評価する。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用する。</p> <p>(8) その他 上記に定めがない場合は、社団法人投資信託協会の評価規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> | <p>(5)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) デリバティブ取引 原則として、公正価額をもってデリバティブ取引を評価する。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用する。</p> <p>(8) その他 上記に定めがない場合は、社団法人投資信託協会の評価規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> |
| <p>(有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告書等における価格) 第20条</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は<u>土地</u>の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権 信託資産である不動産、地上権及び<u>土地</u>の賃借権については、前第(1)号に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従って評価した後、信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> | <p>(有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告書等における価格) 第20条</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は<u>不動産</u>の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権 信託資産である不動産、地上権及び<u>不動産</u>の賃借権については、前第(1)号に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従って評価した後、信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(3) 匿名組合出資持分資産である不動産、不動産の賃借権及び地上権については、前第(1)号に従って評価し、また、匿名組合出資持分資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した後に、これらの匿名組合出資持分対応資産合計額から匿名組合出資持分対応負債合計額を控除して計算した匿名組合出資持分対応純資産額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p> | <p>(3) 匿名組合出資持分資産である不動産、不動産の賃借権及び地上権については、前第(1)号に従って評価し、また、匿名組合出資持分資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、これらの匿名組合出資持分対応資産合計額から匿名組合出資持分対応負債合計額を控除して計算した匿名組合出資持分対応純資産額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p> |
| <p>(借入れ及び投資法人債の発行) 第21条</p> <p>本投資法人は、第11条の基本方針に従い、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務(但し、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。)、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p> | <p>(借入れ及び投資法人債の発行) 第21条</p> <p>本投資法人は、第11条の基本方針に従い、<u>金融商品取引法第2条第3項第1号に定める適格機関投資家(但し、機関投資家(租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。))第67条の15第1項第1号ロ(2)に定めるものをいう。)</u>に限る。)からの借入れ及び投資法人債(短期投資法人債を含む。以下同じ。)の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務(但し、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。)、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(期中に追加発行された投資口に対する金銭の分配)</p> <p>第27条</p> <p>本投資法人が期中に投資口を追加発行したとき、その投資口に対応する金銭の分配の額については日割により計算することができるものとする。</p> | <p>(第27条削除)</p> |
| <p>第28条～第31条(条文省略)</p> | <p>第27条～第30条(現行どおり)</p> |
| <p>(会計監査人に対する報酬)</p> <p>第32条</p> <p>会計監査人に対する報酬は、決算期ごとに1,500万円を上限として役員会が定める金額をその決算期から3月以内に支払うものとする。</p> | <p>(会計監査人に対する報酬)</p> <p>第31条</p> <p>会計監査人に対する報酬は、決算期ごとに2,000万円を上限として役員会が定める金額をその決算期から3月以内に支払うものとする。</p> |
| <p>第33条～第36条(条文省略)</p> | <p>第32条～第35条(現行どおり)</p> |
| <p>(役員会招集者及び議長)</p> <p>第37条</p> <p>役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合はその執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(第2項新設)</p> | <p>(役員会招集者及び議長)</p> <p>第36条</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合はその執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 役員会の招集通知は、役員会の日の3日前までに、全役員に対して発する。但し、全役員のの同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p> |
| <p>第38条～第43条(条文省略)</p> | <p>第37条～第42条(現行どおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(基準日) 第44条</p> <p>1. 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. 前項の規定にもかかわらず、役員会の決議により予め公告をして、一定の日における投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とする事ができる。</p> | <p>(基準日) 第43条</p> <p>1. 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. 前項の規定にもかかわらず、役員会の決議により予め公告をして、一定の日における投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とする事ができる。</p> |
| <p>第45条（条文省略）</p> | <p>第44条（現行どおり）</p> |
| <p>(第45条新設)</p> | <p>(書面による議決権の行使) 第45条</p> <p>1. <u>書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u></p> <p>2. <u>書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> |
| <p>(第46条新設)</p> | <p>(電磁的方法による議決権の行使) 第46条</p> <p>1. <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、役員会の決議をもって、法令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p> <p>2. <u>電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第46条（条文省略）</p> <p>（みなし賛成）</p> <p>第47条</p> <p>投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。</p> <p>（第2項新設）</p> | <p>第47条（現行どおり）</p> <p>（みなし賛成）</p> <p>第48条</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。</p> <p>2. <u>前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> |
| <p>第48条（条文省略）</p> <p>附則</p> <p>1. <u>第36条の規定にかかわらず、平成18年11月22日開催の投資主総会で選任する役員の任期は、平成18年12月1日からの2年とする。</u></p> <p>2. <u>本規約中、短期投資法人債に係る規定については、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の施行日より有効となることとする。</u></p> | <p>第49条（現行どおり）</p> <p>（附則削除）</p> |

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日より有効となる変更

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(投資口の払戻し)</p> <p>第7条 本投資法人は、投資主(実質投資主を含む。以下同じ。)の請求による投資口の払戻しを行わない。</p> | <p>(投資口の払戻し)</p> <p>第7条 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p> |
| <p>(投資口の取扱に関する事項)</p> <p>第8条 本投資法人の<u>投資証券の種類、投資主名簿への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、役員会の定めるところによる。</u></p> | <p>(投資口の取扱に関する事項)</p> <p>第8条 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録その他の<u>投資口に関する取扱いの手続並びにその手数料については、役員会の定めるところによる。</u></p> |
| <p>(投資主名簿等管理人)</p> <p>第9条 1. ~ 2. (記載省略) 3. 本投資法人の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)は、投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備え置き、投資主名簿への記載又は記録、<u>投資証券の不所持、投資証券の交付、届出の受理</u>その他投資口に関する事務は投資主名簿等管理人に取扱わせ、本投資法人においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(投資主名簿等管理人)</p> <p>第9条 1. ~ 2. (現行どおり) 3. 本投資法人の投資主名簿は、投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備え置き、投資主名簿への記載又は記録、その他投資口に関する事務は投資主名簿等管理人に取扱わせ、本投資法人においてはこれを取扱わない。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(主要投資対象の特定資産) 第12条</p> <p>(1)～(7) (記載省略)</p> <p>(8) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第15項に定める<u>投資証券</u> (但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を投資資産として運用することを目的とするものに限る。)</p> <p>(9)～(11) (記載省略)</p> | <p>(主要投資対象の特定資産) 第12条</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に定める<u>投資口</u> (但し、主として前第(1)号から第(3)号までに掲げる資産を投資資産として運用することを目的とするものに限る。)</p> <p>(9)～(11) (現行どおり)</p> |
| <p>(主要投資対象以外の資産) 第13条</p> <p>1. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>(3) 国債証券</p> <p>(4) 地方債証券</p> <p>(5)～(10) (記載省略)</p> | <p>(主要投資対象以外の資産) 第13条</p> <p>1. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 国債</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5)～(10) (現行どおり)</p> |
| <p>(費用) 第32条</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) <u>投資証券の発行に関する費用</u> (券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含む。)</p> <p>(2)～(12) (記載省略)</p> | <p>(費用) 第32条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) <u>投資口の発行に関する費用</u></p> <p>(2)～(12) (現行どおり)</p> |
| <p>(附則新設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>1. 本規約は、「<u>株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律</u>」(平成16年法律第88号)の施行日より有効となることとする。</p> |

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員近藤順茂は、平成20年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成20年12月1日より2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

また、執行役員の選任に関する本議案は、平成20年10月15日開催の役員会において、監督役員全員の一致をもってする決議によっております。

| 氏名 (生年月日) | 略 歴 | 所有する 当投資法人 の投資口数 |
|--|--|------------------------|
| (こ ん ど う よ り し げ) 近 藤 順 茂 (昭和24年6月18日) | 昭和49年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社 以下同じ)入社 昭和55年6月 米国ニューヨーク大学よりMBA取得 平成5年10月 三菱信託証券株式会社(現三菱UFJ証券株式会社) 引受部次長 平成9年2月 三菱信託銀行株式会社 市場金融部長 平成10年6月 同社 証券業務部長 平成12年4月 同社 東京営業第一部長 平成13年3月 大阪大学より学位取得(博士(国際公共政策)) 平成14年4月 三菱信託銀行株式会社 金融法人部長 平成15年4月 同社 本店法人営業第一部長 平成15年10月 国立弘前大学教授 平成18年4月 東京工科大学教授(現任) 平成18年12月 当投資法人執行役員就任(現任) 現在に至る | 0口 |

(注) 上記執行役員候補者は、当投資法人との間に特別の利害関係はありません。上記執行役員候補者は、現在、当投資法人の執行役員として、当投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員難波修一及び佐藤真良の2名は、平成20年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は平成20年12月1日より2年間となります。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律及び当投資法人現行規約第34条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略 歴 | 所有する 当投資法人 の投資口数 |
|-------|---------------------------------------|---|------------------------|
| 1 | (なんば しゅういち) 難波 修一 (昭和32年12月18日) | 昭和59年4月 弁護士登録、尾崎・桃尾法律事務所 昭和61年9月 米国コロンビア大学ロースクール 昭和62年9月 ウェイル、ゴッシャル・アンドメインジス法律事務所勤務 昭和63年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 昭和63年6月 バンカーズ・トラスト銀行 昭和63年12月 米国カリフォルニア州弁護士登録 平成元年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー(現任) 平成9年12月 フォートダッジ株式会社非常勤監査役(現任) 平成10年2月 三信建設工業株式会社非常勤監査役(現任) 平成13年9月 当投資法人監督役員就任(現任) 平成14年6月 伊藤忠エネクス株式会社非常勤監査役(現任) 平成19年4月 SCM証券株式会社非常勤監査役(現任) 現在に至る | 0口 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 | 所有する 当投資法人 の投資口数 |
|-----------|---|---|------------------------|
| 2 | (さ と う ま さ よ し) 佐藤真良 (昭和26年8月22日) | 昭和51年4月 クーパース・ライブランド(現プライス・ウォーターハウス・クーパース)東京事務所勤務 昭和54年9月 公認会計士登録 昭和59年10月 中央監査法人国際部門移籍 昭和63年6月 中央監査法人社員就任 平成7年6月 中央監査法人社員脱退 平成10年7月 東京共同会計事務所パートナー(現任) 平成15年7月 当投資法人監督役員就任(現任) 平成17年8月 日興コーディアル証券株式会社非常勤監査役(現任) 平成19年6月 セメダイインヘンケル株式会社非常勤監査役(現任) エヌ・イーケムキャット株式会社非常勤監査役(現任) 現在に至る | 0口 |

(注) 上記監督役員候補者は、いずれも当投資法人との間に特別の利害関係はありません。上記監督役員候補者は、いずれも、現在、当投資法人の監督役員として、当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成20年10月15日開催の役員会において、監督役員全員の一致をもってする決議によっております。

| 氏名 (生年月日) | 略 歴 | 所有する 当投資法人 の投資口数 |
|--------------------------------------|--|------------------------|
| (いまにし ふみのり) 今西文則 (昭和31年11月12日) | 昭和54年4月 株式会社ニチイ(現株式会社マイカル)入社 平成10年3月 同社 財務企画室長 平成13年9月 同社 経営改革本部経営企画担当部長 平成13年10月 阪急電鉄株式会社 グループ経営本部グループ政策推進室調査役 平成14年4月 同社 不動産事業本部不動産運用部調査役 平成16年3月 阪急リート投信株式会社出向 取締役投資運用部長 平成16年10月 株式会社阪急ファシリティーズ出向 経営統括室調査役 平成17年4月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 経営企画部長 平成19年2月 同社リテール本部長(現任) 現在に至る | 0口 |

(注) 上記補欠執行役員候補者は、当投資法人との間に特別の利害関係はありません。上記補欠執行役員候補者は、現在当投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のリテール本部長です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴 | 所有する 当投資法人 の投資口数 |
|------------------------------------|---|------------------------|
| (あらかわ しんじ) 荒川真司 (昭和40年8月30日) | 平成元年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成10年10月 東京共同会計事務所入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成19年4月 荒川公認会計士事務所(現成和総合会計事務所)開業(現任) 平成20年3月 株式会社リサ・パートナーズ非常勤監査役(現任) 平成20年4月 不動産鑑定士登録 | 0口 |

(注) 上記補欠監督役員候補者は、当投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、当投資法人現行規約第47条による「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

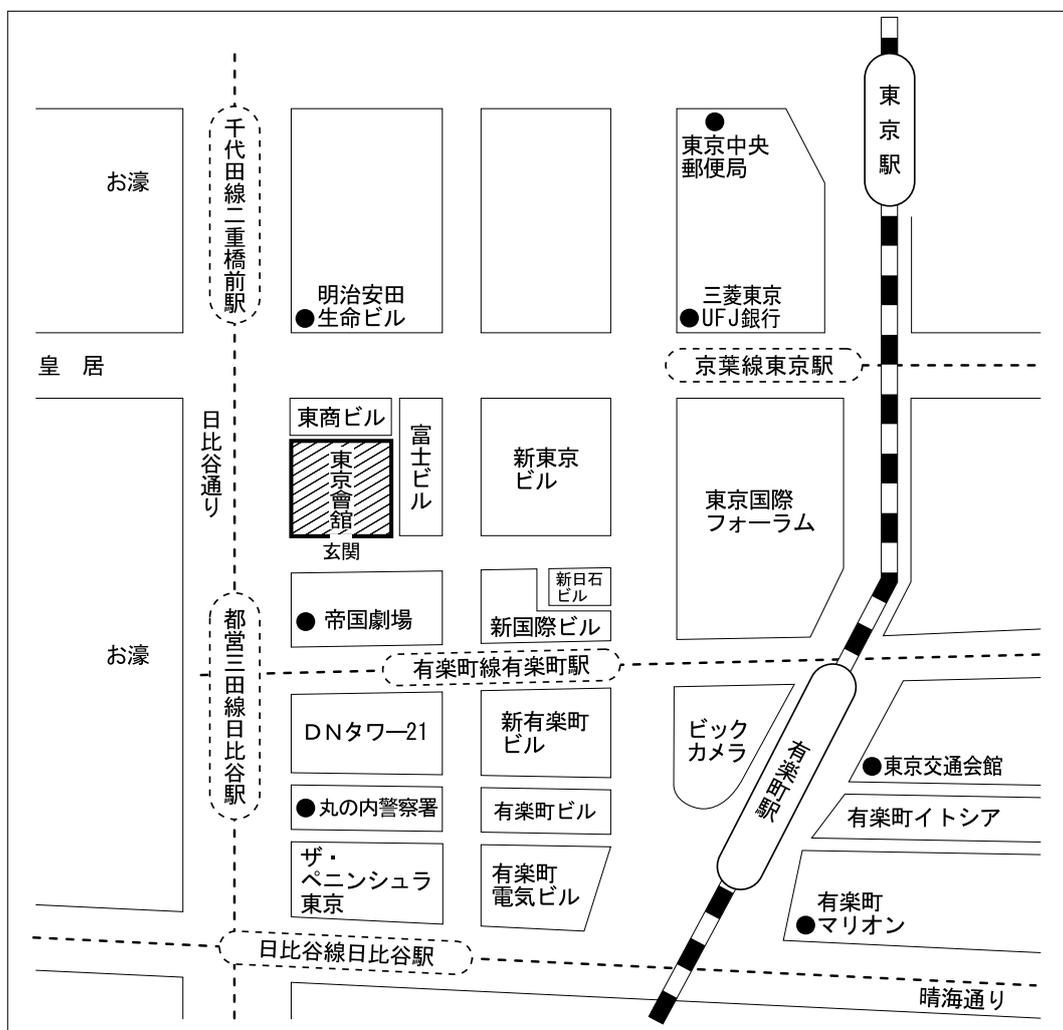
会場：東京都千代田区丸の内3丁目2番1号
東京會館11階「シルバールーム」

電話：03-3215-2111

交通：JR

地下鉄

東京駅丸の内南口より徒歩10分
京葉線東京駅より徒歩5分
有楽町駅国際フォーラム側口より徒歩5分
千代田線 二重橋前駅
有楽町線 有楽町駅
丸の内線 東京駅
日比谷線 日比谷駅
三田線 日比谷駅



お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。